

別紙 2

令和6年度一関市こども第三の居場所推進事業 公募型プロポーザル 企画提案書作成要領

1 提出する書類・部数

(1) 企画提案書として、下表の書類を用意すること。

	書類の名称	各様式に添付する資料等	備考
ア	表紙（様式第2号）		
イ	提案者の概要（様式第3-1号）	・登記簿謄本、定款（法人の場合） ・これまでの活動（実績）がわかる資料	
	設立予定法人の概要（様式第3-2号）	・（あれば）これまでの活動実績がわかる資料	非営利の法人を設立予定の場合
ウ	役員名簿（様式第4号）		同じ内容であれば他様式可
エ	応募の動機・人員体制・事業の取組方針（様式第5号）		
オ	実施場所等（様式第6号）	・位置図 ・平面図（間取りのイメージ図）	
カ	収支計画（様式第7号）		同じ内容であれば他様式可

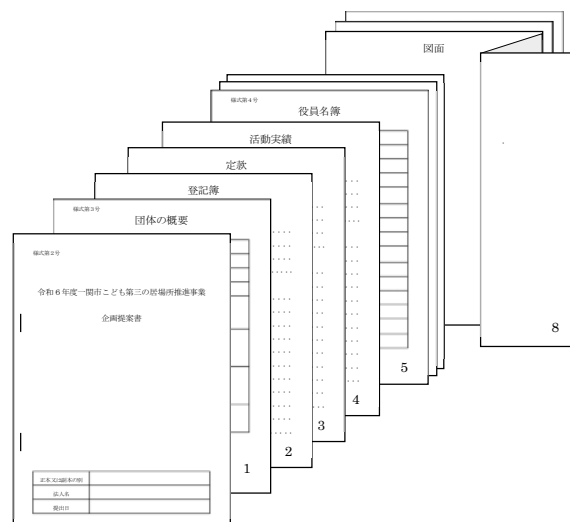
(2) 提出部数は、正本1部、副本9部とする。副本は正本のコピーで構わない。

2 各書類共通事項

- (1) 各書類はA4用紙で、縦方向、横書きを標準とし、文字サイズは10ポイント以上とする。
- (2) 企画提案書と添付書類はまとめて、表紙以外のページの下部右端に通しのページ番号を付し、左端2か所をステープレラー等で留めること。
- (3) 大型図面類を添付する場合はA3用紙までとし、A4用紙に合わせて折りたたむこと。なお、企画提案の時点では平面図等設計図書の作成・提出は求めない。
- (4) 各様式に※で記載している留意事項は、提出書類からは削除して差し支えない。

- (5) 各様式の記載欄が不足する場合は、各欄の高さを調整して差し支えない。調整した結果一つの欄が複数の頁に渡る場合は、各欄の項目名が頁ごとに表示されるように調整すること。

(企画提案書の作成イメージ)



3 提案書各様式の記載にあたっての留意事項

(1) 表紙 (様式第2号)

- ① 「正本・副本の別」の欄には、副本作成後に該当するほうにチェックを入れて提出すること。

(2) 提案者の概要 (様式第3-1号)、設立予定法人の概要 (様式第3-2号)

- ① 提案者が個人の場合は、様式第3-1号中の「代表者」「設立年月日」「沿革」は空欄で差し支えない。
- ② 「これまでの活動(実績)がわかる資料」として、既製のパンフレット等を添付しても差し支えない。
- ③ 「その他の活動」には、子どもに関わる事業や子育てを支援する事業、地域福祉に貢献する活動、又は本事業に資すると思われるその他の活動について記載すること。
- ④ 様式第3-2号の「設立までの予定」には、非営利の法人を設立するために必要な手続き等と各手続等を行う時期を記載すること。
- ⑤ 様式第3-2号の「メンバーのこれまでの活動内容」には、設立予定団体の代表者、役員となる予定の者の活動実績を記載すること。

(3) 役員名簿 (様式第4号)

- ① 様式の内容と同じものであれば、別の書式、既製の資料でも差し支えない。
- ② 法人を設立予定の場合は、法人の役員となる予定の者について記載すること。

(4) 応募の動機・人員体制・事業の取組方針 (様式第5号)

- ① 各項目について、法人又は団体としての考えを具体的に記載すること。
- ② 「②開設する日・開設時間」には、「月～金」「月～土」など、開所する予定を曜日などで表現すること。開設時間は児童の受け入れを行う時間帯を記載し、送迎や準備の

ための時間は含まないこと。

③ 「③配置する職員の人数・資格等」には、3人以上の職員を記載すること。「配置職員」の欄には、現に法人等に勤務している職員を配置する場合は「職員1」、これから採用予定の場合は「採用予定者1」などと記載すること。

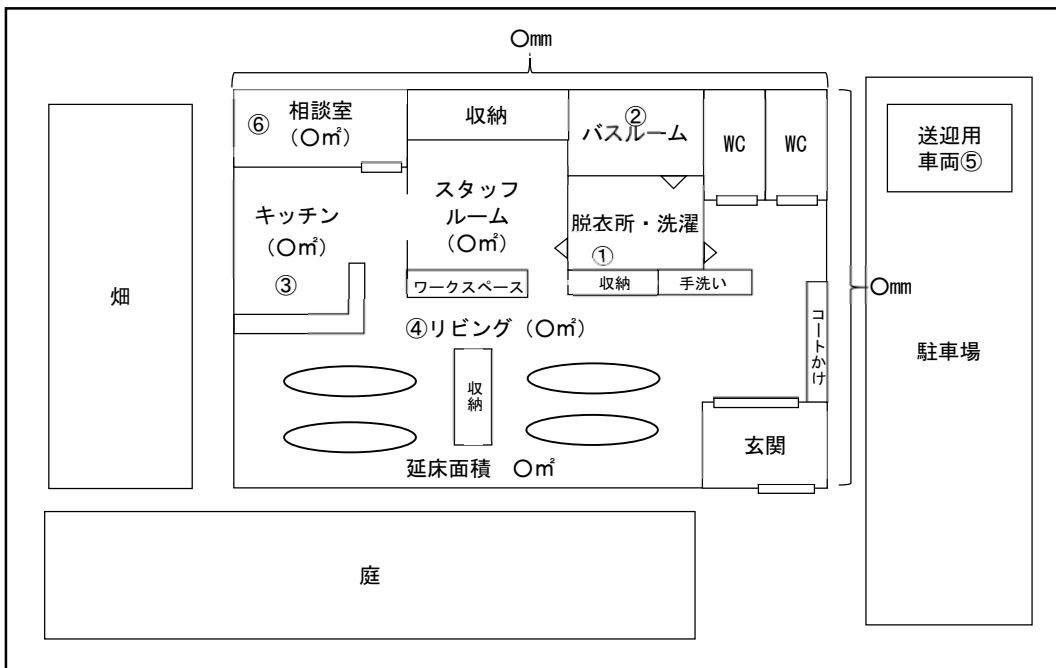
④ 「⑦その他の事業の実施、対象とする児童について」には、居場所において、本事業以外の事業を併せて実施したり、仕様書に記載されている対象児童以外を受け入れようとする場合、その内容と理由、本事業に与える効果などを記載すること。

(5) 実施場所等 (様式第6号)

① 設置を予定する場所の位置図を添付すること。(ただし、設置場所が未定の場合は位置図の添付は不要。「所在地」の欄には、設置を想定する地域や学区を記載すること。)

② 既存の建物を増改築して使用する場合は、既存の平面図に増改築を行う場所を追記したものを添付すること。新築の場合は、間取り、おおよその面積がわかる簡易なイメージ図を作成し添付すること。企画提案の段階では詳細の平面図の提出は求めない。

(間取り図のイメージ)



(6) 収支計画 (様式第7号)

① すべて税込みの金額を記載すること。

② 不要な費目の行は削除して構わない。また、記載されていない費目は、適宜行を追加して構わない。

③ 「1. 開設事業」には、開設事業全体の収支計画を記載すること。

④ 「2. 運営事業」には、1年度分(12か月分)の収支計画を記載すること。